



講ヲ征スルニ其論既ニ傾キ中途長途シカレモ亦詳雅

が起ク其言ヲ悟ラザリシ結果ナリト雖ニ三百年ノ間

一人モ其事ノ知ル者ナク今日ニ在ツテハ獨リ豈公ヲ

知ル者ナシナリズ豈公ノ如キ廣大無邊ノ雄略チ

抱至多之計者ナク滔々タル天下怡モ是小

説教有良慶ナレテ後文ノ争ヒナシト雖曰方今之民ノ

生國ナ察シ社會ノ勢利ニ觀レバ無形有形ノ別コソア

レ各自各深互ニ相分離シ其狀況ヲ胸中ニ構想セバ元

塵天正ノ際ト相勞焉フルヲアラム 未完

## 難報

○御内謁見 昨夜本國特命全權公使復本武揚君

又御内謁見として御内謁見を仰付られたり

○御内謁見 御内謁見者ガ去年四月六日岐阜の事變より逢

事變より 事變には深く驚かせ玉ひ直ちに勅使を以

て御内謁見を仰ぐるにぞ同君は厚く 聖恩の辱を感じ

御内謁見を仰ぐるにぞ同君は厚く 聖恩の辱を感じ

○東亭脩季君 舊開拓使の准奏任御用掛華族東亭脩季君より過日殘務の引續の爲め札幌縣へ赴かれしケ一昨十八日歸京されり 近日同縣へ採用さるゝやの附あり ○九條道孝君 同君にハ策て京都府下へ赴むかをしケ一昨十八日歸京されり ○杉實信君 工部權少書記官杉實信君は兵庫縣下但馬國生野城山其他の鐵山實允巡視をして先頃出立せられしケ一昨日同地へ着されたりと其筋へ通知ありたるよし

○驛遞官 此程五等驛遞官に任せられたる吉田省三君は貯金課長を免玄更ニ爲替課長に命ぜられしよ付同官三浦良春君が貯金課長に命ぜられたり

○大審院詰 判事黒岩直方同小林壽太郎の兩君には一昨日大審院詰を命ぜられたり

○ウエツキベルリン氏 前代我國駐劄如蘭總辦理公使ヅテン、ウエツキベルリン氏ハ此程我國に勤ニ等

○參事院會議 前号に記せし如く昨日は參事院に於て森林法を議せられしが決議せざりしに付本日も引續に同議題を議せらるゝよし

○國債局 大藏省國債局内債牌又於て之本年度金祿公債証書抽籤施行方ふ付帳簿番號等取調は御用繁多ふそ回局官吏は早急出頭まで毎日薄暮頃まで居残りて該事務を取扱はるゝといふ

○郵便局同 熊本縣下肥後國貞木郵便局より驛遞局

へ新聞紙等定期刊行物の内稀ニ種類違の物有之哉も計り難ければ右新聞到達の際検査並度に付郵便切手本紙に半分帶紙に半分掛ア貼用し得る爲め検査爲し難な節は右切手切放し検査仕候ても差支無之哉と照

會ありしよ付異種類にもの差入の疑なる時は切手料又文字に障無き箇所を切開し検査の上該切放の箇所へ残片を貼付し日付印を捺し差立可申事と回答ありたりと

○會社法 兼て其筋に於て綱要ありしよ商法比中會社法は最早整頓せしよ付光ひ會社法のみを本月

中又新布され又右に引續き爲換手形の部をも發布さるべ也といふ

○禁菓料 前陸軍步兵大尉正七位勳五等勳章政義同

有罪の一の西氏ハ多年奉職勤労の業と以て禁菓料同

の懲罰を課せられしよ付之を翻譯して直ちに本

萬牒も局を結びさるを以て成るなりたりと

○神戸電信局 兵庫縣下

○風浪會 東京府下私立

百二十國宛と日本本邦

通商會通兵・此總長庫

分營を設置するゝふ村兵

事無類せしよ極り姫路分

隊と分遣せられたりとい

うの附りしと

○陸軍避病院 同省より

大日坂の避病院へ日下鬼

川へ歸り來年一月更ニサ

リリウ國ナリ國及ビ南洋

大日坂の避病院へ日下鬼

川へ歸り來年一月更ニサ

リリウ國ナリ國及ビ南洋